

宇都宮市就職困難者雇用奨励金

国の **トライアル雇用助成金** **特定求職者雇用開発助成金** (特定就職困難者コース) **に市も上乗せ補助します!**



宇都宮市では、就職が困難な求職者を雇用した中小事業者に対し、「就職困難者雇用奨励金」を交付しています。本奨励金を活用いただき、貴社における人材確保にお役立ていただくとともに、求職者の雇用機会の拡大にご協力をお願いします。

対象となる事業者

以下の①～③のすべてに該当し、対象労働者を雇用した事業者

- ① 市内の中小事業者で、市税に滞納がないこと
- ② 貸金台帳等の法定帳簿書類を備え付け、市の要請により提出する事業者であること
- ③ 雇用保険適用事業の事業者であること（対象労働者が雇用保険への加入要件を満たす場合は、雇い入れ後すみやかに加入させていること）



対象労働者

次のいずれかに該当し、雇い入れ日（トライアル雇用を経た場合はトライアル雇用日）から申請日まで継続して宇都宮市民であり、雇用期間の定めのない労働者として雇用された後（トライアル雇用を経た場合はその期間終了後、引き続き雇用期間の定めのない労働者として雇用された後）6か月以上雇用が継続している者



対象労働者（国助成金）	市の補助金額（千円未満切り捨て）
「 トライアル雇用助成金 」の対象となった者 ※雇い入れ後の労働時間は、トライアル雇用期間中と同等かそれ以上とする。	国の支給額の 1 / 2
「 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース） 」の対象となった者	国の支給額の 1 / 3 ※第1期分のみ市補助の対象

申請期間

対象労働者（国助成金）	市補助金の申請期間
「 トライアル雇用助成金 」の対象となった者	トライアル雇用の期間終了後、引き続き雇用され、6か月間雇用が継続した日から3か月以内
「 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース） 」の対象となった者	国の「 特定求職者雇用開発助成金 」（第1期分）支給決定通知日から3か月以内

提出書類

- 補助金等交付申請書（様式第1号）
- 調書（様式第2号）【※1】
- 雇用契約書等の写し
- 貸金台帳の写し【※2】
- 国の「**トライアル雇用助成金支給決定通知書の写し**」または「**特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書の写し**」

※1 対象労働者ごとに1枚作成
※2 出勤日数および雇用保険料の控除について確認できる様式で、申請時点での最新のもの

申請方法

「宇都宮市電子申請共通システム」から申請いただくか、郵送でお送りください。

※「電子申請共通システム」の利用には登録が必要です。



【郵送先】〒320-8540
宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市 経済部 商工振興課
労政グループ

【電子申請】

市HPからも申請フォームにアクセスできます！

宇都宮市
就職困難者雇用奨励金



▲電子申請共通システム